



# いじめは決して許されません！

## 東郷町いじめ防止基本方針を策定

いじめは、決して許されない行為です。

どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものであることを認識した上で、防止と対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、平成 25 年度に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、町では、平成 28 年 7 月にいじめの未然防止や早期発見、対処のための方向性や対策を基本方針としてまとめました。

この基本方針では、いじめ防止など（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など）の取り組みを町全体で進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成といじめのない子ども社会の実現を方針の柱として町、学校、地域、家庭の役割を明確にしました。

また、基本方針に基づき、町は、いじめ防止などに関係する機関との連携を強化し、学校でのいじめ防止などの対策を実効的に行うための組織を設置しました。

町立の全小中学校でも、いじめ防止などの具体的な取り組みを明確化した「いじめ防止基本方針」を策定しています。また、いじめ防止などの取り組みを実効的に行うために複数の教職員で構成する組織を設置します。

### 町の役割

- ・いじめを未然に防止するため、相談体制を整備します。
- ・専門知識によっていじめを未然に防止できるよう教職員の指導力向上を図ります。
- ・「いじめをしない、させない、見逃さない社会」を実現するため、広報、啓発活動を行います。

### 地域の役割

- ・子どもの成長と生活に関心を深めます。
- ・学校関係者と PTA、その他関係機関で連携して子どもの健全育成に努めます。



### 学校の役割

- ・相談体制を充実させ、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- ・いじめの実態把握に努めます。
- ・いじめを受けた児童生徒などから相談があったときは、知らせてきた児童生徒を保護します。また、事実関係を教育委員会に報告します。

### 家庭の役割

- ・子どもをいじめから守るために学校や関係機関と連携します。
- ・子どもがいじめを受けている疑いがあるときは、すぐ学校に知らせます。
- ・子どもがいじめを行わないよう、しっかり規範意識を養うよう努めます。